

## ケミトックス 環境ニュース (Vol.8)

## 施行された EUの RoHS 指令のその後

株式会社ケミトックス 中山紘一 高橋珠江

## 中国版 RoHS (No.2)

中国で 1980 年代から急速に普及している家電製品は、2003 年以降、年間少なくともテレビ 500 万台、冷蔵庫 400 万台、洗濯機 600 万台が使用期限を迎え、リサイクルの必要性が生じてきた。

中国製品で有害物質が検出された例が過去にある。例えば、ドイツでは電動ツールで有害物質が検出され、受入がストップしたり、アルゼンチンでは中国製品で有害物質が検出された例が 2005 年に起きている。

このような背景の下で、2007 年 3 月 1 日から施行される中国版の RoHS は、EU の RoHS が定める有害物質 6 物質に中国政府が指定する物質が加わっており、将来、さらに指定される物質があることを含んだ規制内容で、有害物質の使用制限のみならず、ラベル表示を義務付ける規制となっている。

対象製品は、電子情報機器で、中国で生産する電子情報機器と中国に輸入する電子情報機器が対象となる。家電製品や海外に輸出する製品は対象としていないのが特徴となっている。

2006年2月28日に公布された中国版 RoHS は、「電子情報製品の汚染予防管理方法」のことである。対象製品は電子情報製品であり電子部品や電子材料製品も含まれるのが特徴で、「電子情報製品」の定義は中国国家統計局の「電子情報産業分類解釈」による。この中国版 RoHS には次のような特徴がある:

- 1. 法的規制力のある文書(市、県などの地方の立法に頼ることはなく、即、施行となる)
- 2. 電気・電子機器に含有する有害物質の抑制を実現させる
- 3. 貿易活動に係わるものであること
- 4. 有害物質は、「鉛」、「水銀」、「カドミウム」、「六価クロム」、「PBB」、「PBDE」の 6 物質
- 5. ほかの有害物質あるいは危険物質の使用は国家の定めに準じる
- 6. 電子情報機器に対して 2007 年 3 月 1 日より施行
- 7. 中国版 RoHS は、使用制限のみならずラベルの表示義務も課している
- 8. 中国で生産する"電子情報機器"と輸入する"電子情報機器"が対象となる
- 9. 白物家電製品は対象ではなく、かつ中国から輸出する電子情報機器は対象となっていない

T145-0064 東京都大田区上池台 1-14-18 TEL: 03(3727)7111 / FAX: 03(3728)1710

2007年3月1日以降に施行されるこの規制は第一段階と第二段階に分かれている。まず、第一段階では、

- A .2007年3月1日以降、有害物質の含有量を超えるものをラベルで表示させる
- B. 超えたものの販売は制限しない (販売する事は可能)
- C. 基準値以下で安全と見なされる場合も、それを明示したラベルを付ける
- D. 製品の中に含まれる有害物質または元素の名称、含有量、環境保護使用期限、廃棄時のリサイクルの可否等の告知が必要

となっている。

第一段階は、特に厳しいものではなく、基準に従って説明書やマニュアルへの表示が必要で、 2007 年 3 月 1 日から実施できるような事前準備をすれば良く、有害物質が基準以上あっても販売 は可能となっている。

第二段階においては、「管理目録」にリストアップされる電子情報製品に対しては、国家認証認可監督管理委員会が法律に基づき、強制製品認証管理を行わねばならないと規定され、「認証管理」が行われることになる。

つまり、厳しく規制するものだけを重点規制対象としてリストして「重点規制リストに含まれる対象製品は、規制値制限を満たさなければならない」と言う扱いになり、リスト品は CCC の認証が必要となる。管理目録にリストされた電子情報製品には、有害物質を含有しないように代替が必要となってくる。

この管理目録の公表時期は、まだ、明確になっていない。見込みでは、重点管理目録は、業界の意見を求め、2007年8月以降に初めて提示できる状況となると見られている。

目録が提示されれば、CCC の認証が開始されることを意味し、2007 年第三四半期以降との見方が強い。

「中国版 RoHS」の起草は、「信息産業部」で実施され、以下のサイトで詳細を知ることができる:

http://www.mii.gov.cn/





「経済運行」の中に「情報製品汚染防止」があり、クリックすれば、多くの関連情報が閲覧できる。